

## 秋田市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（仮称）（案）解説

### 1 審査の基本方針

- (1) 利用制限情報の該当性は、利用決定を行う時点における状況を勘案する。
- (2) 「時の経過」を考慮するに当たっては、国際的ガイドラインである30年原則を踏まえ、30年を経過した利用制限情報がある場合は、必要最小限の制限とする。
- (3) 審査においては、実施機関および地方独立行政法人の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断に適切に反映させていく。
- (4) 審査の最終的な判断は、市長が行う。

### 2 条例第15条第1項第1号の利用制限情報該当性の判断基準

- (1) 条例第15条第1項第1号ア（情報公開条例第7条第1号）

この規定は、法令又は他の条例により利用できないとされている情報は、この条例においても利用できないとすることを定めるものである。

- (2) 条例第15条第1項第1号イ（情報公開条例第7条第2号）

この規定は、個人の尊厳および基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報および特定の個人は識別されないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報は、ただし書に定めるものに該当する場合を除き、利用できないことを定めるものである。

また、ただし書は、①法令等の規定により又は慣行として公にされている情報、②人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報および③公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容については、例外的に利用できることを定めるものである。

個人に関する情報であっても、30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった場合には、利用制限自由に該当しない。この判断基準については、後述8のとおりである。

- (3) 条例第15条第1項第1号ウ（情報公開条例第7条第3号）

この規定は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競

争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報は、利用できないことを定めるものである。

ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康等を保護するために利用させることが必要であると認められる情報は、この規定に該当する場合であっても、利用できることを定めるものである。

(4) 条例第15条第1項第1号ウ（情報公開条例第7条第6号ア又はオ）

この規定は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化し、それぞれ利用できない情報の要件を定めるものである。

(5) 条例第15条第1項第1号エ（情報公開条例第7条第4号）

この規定は、公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぼすおそれがある情報は、利用できないことを定めるものである。

### 3 条例第15条第1項第2号

市長が法人や個人から寄贈又は寄託を受ける場合には、利用制限の範囲、制限する期間等について寄贈者又は寄託者の意向を尊重するが、この利用制限については、有期の期限とするものである。個人から日記が寄贈された場合に、当該個人の生存中に限って利用を制限することなどが想定される。

### 4 条例第15条第1項第3号

一般の利用に供することを開始した段階の状態（情報、材質、形態等）を「特定歴史公文書等の原本」とし、それに係る利用制限の判断基準である。

(1)は、水濡れ等による固着、虫損などの要因により、通常の利用に供した場合、その特定歴史公文書等に記録された情報、材質および形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合である。

(2)は、原本が展示されていたり、他の利用請求者が利用中であるなどにより、直ちに利用請求に応じることができない場合である。

### 5 部分利用に関する判断基準（条例第15条第3項）

この規定は、利用請求に係る特定歴史公文書等の一部に利用制限情報

が記録されている場合における部分利用の義務の内容およびその要件を明らかにするものである。

この場合、判断基準に従い、利用制限部分を黒く塗るか、被覆することによって利用させなければならないが、特定歴史公文書等は、条例第14条において永久保存が義務づけられていることから、当該文書の破損や汚損を防ぐ範囲内で部分利用させる必要がある。

なお、利用制限情報の記録部分を除いた残りの部分の情報の内容が無意味な数字の羅列など、利用させても意味がないと認められる場合は、部分利用の義務が免除される。

## 6 本人情報の取扱いについて（条例第16条第1項および第2項）

第1項は、利用制限情報である特定歴史公文書等に記録された個人識別情報について、当該情報の本人が利用請求をした場合は、利用請求を認めることとするものである。

第2項は、死者を本人とする個人情報について、相続財産に関する情報や不法行為による損害賠償請求権等に関する情報等、死者の近親者等に極めて関わりが深く、近親者等本人の情報とも同一視し得るような情報については、利用請求を認めることとするものである。

## 7 権利の濫用に当たるか否かの判断基準

権利の濫用に当たるか否かについては、当該請求が社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する。市長の事務を混乱又は停滞させることを目的とする場合など、利用請求権の本来の目的を著しく逸脱する利用請求は、権利の濫用に当たるものと考えられる。

## 8 「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」

審査の基本方針は、国際的ガイドラインである「30年原則」を踏まえるものとするが、30年を経過してなお個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる特定歴史公文書等については、その記録されている情報によって一定の期間を目安に利用制限を行うものである。

一定の期間は、50年、80年および110年を超える適切な年を目安としている。これは、一般的に個人が社会的に活躍しており、特定歴史公文書等に記載されている情報によって当該個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる期間を50年とし、そこからさらに30年経過するごとに利用制限される情報は少なくなっていくとする国立公文書館等の例によるものである。